

Ⅲ 出資に関する記載

<国際金融等業務>

○出資業務の概要

海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第 23 条第 1 項

国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの（以下「国際金融等業務」という。）を行う。

七 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者（我が国の法人等を除く。）に対してその保証債務を保証すること。



○出資先（出資比率が 100 分の 20 以上のもの）の名称及び事業内容等 なし

＜海外経済協力業務＞

○出資業務の概要

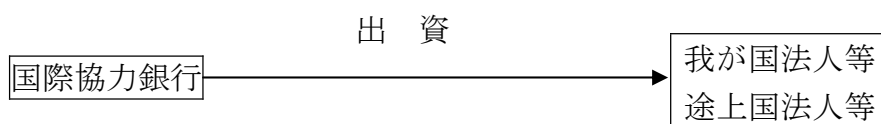
我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を出資すること等。

○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第 23 条第 2 項

2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。）を行う。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。



○出資先（出資比率が 100 分の 20 以上のもの）の名称及び事業内容等

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	平成 19 年度末 出資残高 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
日本ウジミナス(株)	ミナソ・ジェライス州における製鉄事業（年産約 480 万トン）	製鉄事業の事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	11,550,400,000	1967 年 4 月 3 日	38.4
日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬（年産約 22 万 5 千トン）	アルミニウム製錬事業の事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	49,992,500,000	1975 年 12 月 27 日	50.0
日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造（エチレン年産約 100 万トン等）	石油化学製品事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	4,775,400,000	1977 年 8 月 22 日	20.0
日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミ生産（年産約 440 万トン）及びアルミ製錬（年産約 45 万トン）	アルミ及びアルミ製錬事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	25,760,000,000	1978 年 8 月 29 日	44.9

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	平成 19 年度末 出資残高 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュバール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約 300 万ト)	メタノール製造事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	693,000,000	1979 年 12 月 17 日	30.0
サウディ石油化学(株)	アルジュバール工業地帯におけるエチレン・グリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約 75 万ト、エチレン・グリコール年産約 135 万ト)	エチレン・グリコール等石油化学製品の製造事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	21,075,000,000	1981 年 6 月 17 日	37.1
カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約 60 万ト)及びアンモニア(年産約 50 万ト)の製造	尿素及びアンモニア製造事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	2,330,300,000	1990 年 7 月 27 日	46.4
大連工業団地投資(株)	大連市経済技術開発区において、工業団地(217ha)の造成・分譲・管理を行う	工業団地造成資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	650,000,000	1992 年 10 月 30 日	40.6
メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	環境関連事業への投融資事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	727,789,080	1993 年 9 月 17 日	28.6
スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ヒリンビン地区において、アジアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約 45 万トのパルプを生産する	パルプ生産事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	5,701,600,000	1995 年 4 月 21 日	42.7
地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC, ADB 等と合同で信託基金を設立し、投資を行なうもの	地方企業育成基金の設立資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	471,606,250	1996 年 4 月 12 日	22.7
タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	中小・中堅企業の再建・育成資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	101,113,677	2001 年 7 月 13 日	25.0

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	平成 19 年度末 出資残高 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	開発途上国から日本への私費留学生に対する貸与資金原資	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	145,330,000	2003 年 8 月 19 日	100.0

IV 子会社、関連会社及び関連公益法人等に関する記載

該当無し。